

大阪市水道局担当課長、担当課長代理、担当係長の所管事務を定める要綱

制 定 平成16年4月13日水道局長決
最近改正 令和7年10月3日総務課長決

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号。以下「事務分掌規程」という。）第3条第3項、第4項及び第5項の規定に基づき、担当課長及び担当課長代理が専管する事務並びに担当係長の事務分担に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当課長の専管事務)

第2条 担当課長の専管事務は、次に掲げるとおりとする。

総務部法務監査担当課長

- (1) 文書及び公印に関すること
- (2) 条例案、企業管理規程その他の規程の審査に関すること
- (3) 訴訟及び重要な不服申立ての総括に関すること
- (4) 情報公開制度の運用及び個人情報の保護の総括に関すること
- (5) 内部統制の総括に関すること
- (6) 公正な職務の執行の統括に関すること
- (7) 局事業に係る監査に関すること
- (8) その他特命事項に関すること

総務部危機管理担当課長

- (1) 局の事務事業に係る危機管理の統括に関すること
- (2) 危機管理に係る調査及び研究に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

総務部 I C T 基盤担当課長

- (1) 情報セキュリティ対策に関すること
- (2) I C T 基盤（他の所管に属するものを除く。）の整備及び管理運営に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

総務部 P F I 事業調整担当課長

- (1) 大阪市工業用水道特定運営事業等に関すること（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 水道事業における広域連携及び官民連携に係る調査、企画及び連絡調整の技術的事項に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

総務部広域連携・海外支援担当課長

- (1) 他都市への技術支援及び技術研修に関すること
- (2) 外国の水道事業者等の技術支援に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

総務部研修・厚生担当課長

- (1) 人材育成及び研修（技術研修に係る企画を除く。）に関すること
- (2) 職員提案制度に関すること
- (3) 給与に係る事務の処理に関すること
- (4) 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること
- (5) 車両の安全な運転の確保及び車両に係る事故の処理に関すること
- (6) その他特命事項に関すること

総務部営業企画担当課長

- (1) お客様に対するサービス及び利便性の向上に関すること
- (2) 水道料金の未納対策に関すること
- (3) 水道料金及び下水道使用料の徴収及び還付（局長が定めるものに限る。）に関すること
- (4) 営業所オンラインシステムに関すること
- (5) その他特命事項に関すること

総務部北部方面営業担当課長

- (1) 北区、都島区、福島区、此花区、西淀川区、淀川区、東淀川区、東成区、旭区、城東区及び鶴見区の区域（以下「北部方面区域」という。）における水道使用の業務に関すること
- (2) 北部方面区域における水道及び下水道使用量の計量、計算及び認定に関すること
- (3) 北部方面区域における水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付（局長が定めるものを除く。）に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

総務部南部方面営業担当課長

- (1) 中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、生野区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区及び西成区の区域（以下「南部方面区域」という。）における水道使用の業務に関すること
- (2) 南部方面区域における水道及び下水道使用量の計量、計算及び認定に関すること
- (3) 南部方面区域における水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付（局長が定めるものを除く。）に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

工務部品質管理担当課長

- (1) 局所管業務の技術的事項に係る業務品質及び水質の管理の統括に関すること
- (2) 局所管業務の技術的事項に係る業務品質の管理に係る調査及び企画に関すること
- (3) 安全マネジメントシステムの運用の統括に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

工務部技術業務再編担当課長

- (1) 局所管業務の技術的事項の再編の推進及び統括に関すること
- (2) 局所管業務の技術的事項の再編に係る調査及び企画に関すること

- (3) 局所管業務の技術的事項の再編に係る計画の策定に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

工務部柴島再構築担当課長

- (1) 柴島浄水場の再構築事業の推進及び総括に関すること
- (2) 柴島浄水場の再構築事業に係る計画の策定及び設計の実施に関すること
- (3) 柴島浄水場の再構築事業に係る官民連携手法の検討及び契約に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

工務部技術監理担当課長

- (1) 工事の積算基準に関すること
- (2) 水道及び工業用水道の施設の整備工事の検査に関すること
- (3) 土木技術に係る開発、情報の収集、監理及び施行基準に関すること
- (4) 土木技術全般に係る局所管業務の統括及び連絡調整に関するこ
- (5) 地下埋設工事計画に係る水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管設備工事の連絡調整に
関すること
- (6) その他特命事項に関すること

水質管理研究センター水質調査研究担当課長

- (1) 水道水の水質の技術的事項に係る調査及び研究の総括に関するこ
- (2) 水質に係る検査の精度管理に関するこ
- (3) その他特命事項に関するこ

東部水道センター維持担当課長

- (1) 大阪市東部水道センターの管轄区域（以下この項において「東部水道センター管轄区域」という。）
における水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管設備の維持管理（計画及び設計を除く。）
に関するこ
- (2) 東部水道センター管轄区域における水道の給水装置の維持管理（給水装置整備工事等の設計及び
施行を含む。）に関するこ
- (3) 東部水道センター管轄区域における工業用水道の給水施設等の維持管理に関するこ
- (4) 東部水道センター管轄区域における水道及び工業用水道の漏水防止の施行に関するこ
- (5) 東部水道センター管轄区域における水道及び工業用水道の配水管の水圧調整作業に関するこ
- (6) 東部水道センター管轄区域における工業用水道の給水施設工事の施行に関するこ
- (7) その他特命事項に関するこ

東部水道センター給水装置工事担当課長

- (1) 給水装置工事の設計に係る審査及び竣工検査に関するこ
- (2) 分担金及び給水装置工事に係る費用の徴収及び還付に関するこ
- (3) 給水装置工事に係る技術的事項の調査、企画及び連絡調整に関するこ
- (4) その他特命事項に関するこ

（担当課長代理の専管事務）

第3条 担当課長代理の専管事務は、次に掲げるとおりとする。

総務部総務課庶務・広報担当課長代理

- (1) 総務課長が専管する事務のうち、庶務及び広報に係る事務の補佐に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

総務部総務課法務担当課長代理

- (1) 法務監査担当課長が専管する事務のうち、文書及び公印、条例案、企業管理規程その他の規程の審査、訴訟及び重要な不服申立ての総括並びに情報公開制度の運用及び個人情報の保護の総括に係る事務の補佐に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

総務部総務課内部統制担当課長代理

- (1) 法務監査担当課長が専管する事務（法務担当課長代理が専管する事務を除く。）の補佐に関するこ
- と
- (2) その他特命事項に関するこ

総務部総務課危機管理担当課長代理

- (1) 危機管理担当課長が専管する事務の補佐に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

総務部D X推進課D X戦略担当課長代理

- (1) D X推進課長が専管する事務の補佐に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

総務部D X推進課I C T基盤担当課長代理

- (1) I C T基盤担当課長が専管する事務の補佐に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

総務部連携推進課連携企画担当課長代理

- (1) 連携推進課長が専管する事務（官民連携担当課長代理が専管する事務を除く。）の補佐に関するこ
- と
- (2) その他特命事項に関するこ

総務部連携推進課官民連携担当課長代理

- (1) 連携推進課長が専管する事務のうち、官民連携に係る調査、企画及び連絡調整に関する事務の補
- 佐に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

総務部連携推進課工水P F I事業担当課長代理

- (1) P F I事業調整担当課長が専管する事務の補佐に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

総務部連携推進課広域連携・海外支援担当課長代理

- (1) 広域連携・海外支援担当課長が専管する事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部職員課人事・勤務条件担当課長代理

- (1) 職員課長が専管する事務のうち、人事及び勤務条件に係る事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部職員課給与・厚生担当課長代理

- (1) 研修・厚生担当課長が専管する事務（研修企画担当課長代理が専管する事務を除く。）の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部職員課研修企画担当課長代理

- (1) 研修・厚生担当課長が専管する事務のうち、人材育成及び研修に係る事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課営業管理担当課長代理

- (1) お客さまサービス課長が専管する事務（お客さまセンター担当課長代理が専管する事務を除く。）の補佐に関すること
- (2) 営業企画担当課長が専管する事務（営業企画担当課長代理が専管する事務を除く。）の補佐に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課お客さまセンター担当課長代理

- (1) お客さまサービス課長が専管する事務のうち、お客さまセンターに係る事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課営業企画担当課長代理

- (1) 営業企画担当課長が専管する事務のうち、お客さまに対するサービス及び利便性の向上、水道料金の未納対策並びに水道料金及び下水道使用料の徴収及び還付に係る事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課北部方面営業担当課長代理

- (1) 北部方面営業担当課長が専管する事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課南部方面営業担当課長代理

- (1) 南部方面営業担当課長が専管する事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部計画課企画調整担当課長代理

- (1) 計画課長が専管する事務（整備計画担当課長代理が専管する事務を除く。）の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部計画課整備計画担当課長代理

- (1) 計画課長が専管する事務のうち、水道及び工業用水道の施設の整備計画に係る事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課浄配水施設担当課長代理

- (1) 土木施設課長が専管する事務（管路担当課長代理が専管する事務を除く。）の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課管路担当課長代理

- (1) 土木施設課長が専管する事務のうち、管路に係る事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課技術監理担当課長代理

- (1) 技術監理担当課長が専管する事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部設備課機電設備担当課長代理

- (1) 設備課長が専管する事務（建築物担当課長代理が専管する事務を除く。）の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部設備課建築物担当課長代理

- (1) 設備課長が専管する事務のうち、建築に係る事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

柴島浄水場維持管理担当課長代理

- (1) 柴島浄水場長が専管する事務のうち、維持管理に係る事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

柴島浄水場総合水運用担当課長代理

- (1) 柴島浄水場長が専管する事務のうち、総合水運用に係る事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

水質管理研究センター水質試験・企画調整担当課長代理

- (1) 水質管理研究センター所長が専管する事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

水質管理研究センター水質調査担当課長代理

- (1) 水質調査研究担当課長が専管する事務の補佐に関すること

(2) その他特命事項に関すること

(担当係長の事務分担)

第4条 担当係長の事務分担は、次に掲げるとおりとする。

総務部総務課担当係長（庶務）

- (1) 市会に関すること
- (2) 庁内の取締りの統括に関すること
- (3) 庁舎の管理に関すること
- (4) 日本水道協会に関すること
- (5) 職制に関すること
- (6) 局及び総務部の庶務に関すること
- (7) 他の部及び課の所管に属しない事務に関すること
- (8) 総務課の庶務に関すること
- (9) その他特命事項に関すること

総務部総務課担当係長（報道・広報企画）

- (1) 報道機関との連絡調整に関すること
- (2) 広報企画、評価分析及び連絡調整に関すること（共管）
- (3) 局事業のPRに関すること（共管）
- (4) その他特命事項に関すること

総務部総務課担当係長（事業PR）

- (1) 局事業のPRに関すること（共管）
- (2) 広報企画、評価分析及び連絡調整に関すること（共管）
- (3) その他特命事項に関すること

総務部総務課担当係長（法務）

- (1) 文書事務及び公印の管理に関すること
- (2) 情報公開制度の運用及び個人情報の保護の統括に関すること
- (3) 条例案、企業管理規程その他の規程の制定及び改廃に関すること
- (4) 市会議案に関すること
- (5) 訴訟及び重要な不服申立ての統括に関すること
- (6) その他特命事項に関すること

総務部総務課担当係長（内部統制）

- (1) 内部統制の統括に関すること
- (2) 公正な職務の執行に係る制度の企画、運用及び連絡調整に関すること（共管）
- (3) その他特命事項に関すること

総務部総務課担当係長（事務監査）

- (1) 事務事業、財産、物品及び金銭の監査に関すること
- (2) 公正な職務の執行に係る制度の企画、運用及び連絡調整に関すること（共管）

- (3) 内部統制の評価に関すること（共管）
- (4) その他特命事項に関すること

総務部総務課担当係長（技術監査）

- (1) 技術部門の監査に関すること
- (2) 内部統制の評価に関すること（共管）
- (3) その他特命事項に関すること

総務部総務課担当係長（危機管理）

- (1) 危機管理に係る企画及び連絡調整に関すること（共管）
- (2) その他特命事項に関すること

総務部総務課担当係長（災害対策）

- (1) 危機管理に係る企画及び連絡調整に関すること（共管）
- (2) 危機管理に係る調査及び研究に関すること
- (3) 応急復旧・応急給水戦略の計画に関すること（共管）
- (4) その他特命事項に関すること

総務部総務課担当係長（災害対策）

- (1) 危機管理に係る企画及び連絡調整に関すること（共管）
- (2) 応急復旧・応急給水戦略の計画に関すること（共管）
- (3) その他特命事項に関すること

総務部企画課担当係長（経営戦略）

- (1) 水道事業及び工業用水道事業の重要事項（他の所管に属するものを除く。）の調査、企画及び連絡調整に関すること（共管）
- (2) 水道事業の経営戦略の推進に係る局業務の総合調整及び進行管理に関すること（共管）
- (3) 運営方針の企画及び進行管理に関すること
- (4) 企画課の庶務に関すること
- (5) その他特命事項に関すること

総務部企画課担当係長（収支計画）

- (1) 水道の料金制度に関すること
- (2) 国等への要望活動の総括に関すること
- (3) 局事業の分析に関すること
- (4) 水道事業及び工業用水道事業の重要事項（他の所管に属するものを除く。）の調査、企画及び連絡調整に関する特命事項に関すること（共管）
- (5) その他特命事項に関すること

総務部企画課担当係長（外郭団体）

- (1) 外郭団体の監理に関すること
- (2) 環境施策の企画、調査及び連絡調整に関すること

- (3) 統計に関すること
- (4) 長期的な事業計画の調査及び立案に関する特命事項に関すること
- (5) 水道事業及び工業用水道事業の重要事項（他の所管に属するものを除く。）の調査、企画及び連絡調整に関する特命事項に関するこ（共管）
- (6) その他特命事項に関すること

総務部企画課担当係長（経営改善）

- (1) 水道事業及び工業用水道事業の重要事項（他の所管に属するものを除く。）の調査、企画及び連絡調整に関するこ（共管）
- (2) 水道事業の経営戦略の推進に係る局業務の総合調整及び進行管理に関するこ（共管）
- (3) 戦略的な広報に関するこ（ほかの所管に属するものを除く。）
- (4) その他特命事項に関するこ

総務部D X推進課担当係長（企画調整）

- (1) デジタル技術を活用した施策に係る調査、企画及び連絡調整に関するこ
- (2) D X推進課の庶務に関するこ
- (3) その他特命事項に関するこ

総務部D X推進課担当係長（活用促進）

- (1) デジタル技術の活用促進に関するこ
- (2) デジタル人材の育成に関するこ（共管）
- (3) その他特命事項に関するこ

総務部D X推進課担当係長（B P R）

- (1) デジタル技術を活用した業務改革の推進に関するこ
- (2) データ活用の推進に関するこ
- (3) その他特命事項に関するこ

総務部D X推進課担当係長（適正利用）

- (1) 情報セキュリティ対策に関するこ
- (2) 庁内情報ネットワークシステムの運用に関するこ
- (3) I C T調達の適正化に関するこ
- (4) デジタル人材の育成に関するこ（共管）
- (5) その他特命事項に関するこ

総務部D X推進課担当係長（統合基盤）

- (1) 情報システム統合基盤の整備及び運用に関するこ
- (2) 情報通信ネットワークの整備及び運用に関するこ
- (3) 情報システム間のデータ連携に関するこ
- (4) その他特命事項に関するこ

総務部連携推進課担当係長（連携企画）

- (1) 水道事業における広域連携に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
- (2) 副首都推進本部に係る連絡調整に関すること
- (3) 市域外への分水（料金制度及び計画を除く。）に関すること
- (4) 連携推進課の庶務に関すること
- (5) その他特命事項に関すること

総務部連携推進課担当係長（官民連携導入推進）

- (1) 官民連携の導入推進に係る検討支援に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部連携推進課担当係長（管路PFI事業連絡調整）

- (1) 基幹管路耐震化PFI事業に係る連絡調整及び事業監理に関すること（技術的事項を除く。）
- (2) 官民連携の導入に向けた検討支援に関すること（共管）
- (3) その他特命事項に関すること

総務部連携推進課担当係長（工水モニタリング総括）

- (1) 工業用水道の運営権事業のモニタリングの総括に関すること
- (2) 官民連携の導入に向けた検討支援に関すること（共管）
- (3) その他特命事項に関すること

総務部連携推進課担当係長（工水経営モニタリング）

- (1) 工業用水道事業の経営計画、料金制度及び統計に関すること
- (2) 工業用水道の運営権事業のモニタリングに係る企画及び連絡調整（連携推進課担当係長（工水技術モニタリング）の所管に属するものを除く。）に関すること
- (3) 官民連携の導入に向けた検討支援に関すること（共管）
- (4) その他特命事項に関すること

総務部連携推進課担当係長（工水技術モニタリング）

- (1) 工業用水道の運営権事業のモニタリングに係る技術的事項の企画及び連絡調整に関すること
- (2) 基幹管路耐震化PFI事業における技術的事項の連絡調整に関すること
- (3) 官民連携の導入に向けた検討支援に係る技術的事項に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

総務部連携推進課担当係長（広域連携企画調整）

- (1) 水道事業の他都市との連携に係る企画及び連絡調整に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部連携推進課担当係長（広域連携事業）

- (1) 水道事業の他都市との連携に係る事業の実施に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部連携推進課担当係長（海外展開企画調整）

- (1) 国際貢献及び企業の海外展開支援に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部連携推進課担当係長（海外事業支援）

- (1) 国際貢献及び企業の海外展開支援に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部連携推進課担当係長（広域・海外人材育成）

- (1) 他事業体向け研修及び海外水道事業者向け研修に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部職員課担当係長（人事）

- (1) 職員の進退、賞罰、任免、服務その他身分に関すること
- (2) 人事評価に関すること（共管）
- (3) 職員課（研修・厚生担当課長が専管する事務に係る組織に属するものを除く。）の庶務に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

総務部職員課担当係長（技能職員人事）

- (1) 技能職員人事に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部職員課担当係長（服務）

- (1) 服務規律の確保に関すること
- (2) 勤務条件の整備に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

総務部職員課担当係長（人事評価）

- (1) 人事評価に関すること（共管）
- (2) 退職及び有期雇用職員に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

総務部職員課担当係長（労務管理）

- (1) 給与、勤務時間その他勤務条件に関すること（共管）
- (2) 給与制度その他勤務条件の調査、研究及び計画に関すること
- (3) 労働事情の調査統計に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

総務部職員課担当係長（勤務条件）

- (1) 給与、勤務時間その他勤務条件に関すること（共管）
- (2) 勤務条件の調査、研究及び計画に関すること
- (3) 苦情処理共同調整会議に関すること

(4) その他特命事項に関すること

総務部職員課担当係長（給与・厚生）

- (1) 給与に関すること
- (2) 庶務事務センターに関すること
- (3) 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること
- (4) 車両の安全な運転の確保及び車両に係る事故の処理に関すること
- (5) 研修・厚生担当課長が専管する事務に係る組織の庶務に関すること
- (6) その他特命事項に関すること

総務部職員課担当係長（人材育成）

- (1) 人材育成及び人権研修に関すること
- (2) 職員提案制度に関すること
- (3) 局事業に係る調査及び研究に係る連絡調整に関すること（共管）
- (4) その他特命事項に関すること

総務部職員課担当係長（研修調査）

- (1) 研修制度に関すること
- (2) 局事業に係る調査及び研究に係る連絡調整に関すること（共管）
- (3) その他特命事項に関すること

総務部職員課担当係長（研修計画）

- (1) 研修（職員の人権研修及び技術研修を除く。）に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部職員課担当係長（技術研修）

- (1) 技術研修（技術研修に係る企画に関するのを除く。）に関すること
- (2) 体験型研修センターに関すること
- (3) その他特命事項に関すること

総務部経理課担当係長（予算・決算）

- (1) 予算の原案及び予算に関する説明書その他の附属書類の作成に関すること
- (2) 決算の調製及び証書類、事業報告書その他の書類の作成に関すること
- (3) 財政計画に関すること
- (4) 原価計算及び経営分析に関すること
- (5) 積立金の管理に関すること
- (6) 経理課の庶務に関すること
- (7) その他特命事項に関すること

総務部経理課担当係長（固定資産）

- (1) 予算の原案及び予算に関する説明書その他の附属書類並びに決算の調製及び証書類、事業報告書その他の書類の作成に関する特命事項に関すること

- (2) 固定資産の減価償却に関すること
- (3) 出資財産の管理に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

総務部経理課担当係長（金銭出納）

- (1) 収入及び支出の事務審査に関すること
- (2) 収入及び支出伝票並びに証ひょう書類の保管に関すること
- (3) 収入支出日計表の作成に関すること
- (4) 現金及び有価証券の出納及び保管（お客さまサービス課の所管に属するものを除く。）に関すること
- (5) 領収書の保管に関すること
- (6) 現金取扱契約に関すること
- (7) 収納現金に対する運送保険に関すること
- (8) 計理及び業務状況の報告に関すること
- (9) その他特命事項に関すること

総務部経理課担当係長（資金計画）

- (1) 資金計画及び資金運用に関すること
- (2) 一時借入金に関すること
- (3) 公債に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

総務部管財課担当係長（管財）

- (1) 不動産の管理に関すること
- (2) 他の財産管理者又は異なる会計との間における不動産の所管換え、管理替え及び使用に関すること（共管）
- (3) 土地の測量、製図及び境界確認に関すること
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）の規定に基づく流水の占用手続（更新に限る。）及びダム施設等の管理費に関すること
- (5) 建物（収容動産を含む。）及び車両に係る保険の契約及び保険金の請求に関すること
- (6) 車両の取得及び処分に関すること
- (7) 局資産の有効活用に係る調査、企画及び連絡調整に関すること（共管）
- (8) 管財課の庶務に関すること
- (9) その他特命事項に関すること

総務部管財課担当係長（用地管理）

- (1) 不動産の取得、処分及び借入れに関すること
- (2) 他の財産管理者又は異なる会計との間における不動産の所管換え、管理替え及び使用に関すること（共管）
- (3) 借地権等の取得及び処分に関すること
- (4) 占用の更新手続に関すること（管財課担当係長（管財）の所管に属するものを除く。）
- (5) 局資産活用の実施における進行管理に関すること

- (6) 局資産の有効活用に係る調査、企画及び連絡調整に関する事項（共管）
- (7) その他特命事項に関する事項

総務部管財課担当係長（契約制度・物品契約）

- (1) 調達制度の改善に係る調査、企画及び連絡調整に関する事項（共管）
- (2) 契約に係る監督に関する事務の総括に関する事項
- (3) 契約に伴う保証金及び違約金に関する事項
- (4) 入札参加資格の審査に関する事項
- (5) 不動産を除く物件の買入れ、売払い及び借入れ契約並びに業務委託契約の締結に関する事項（共管）
- (6) 工事その他請負契約の締結に関する事項（共管）
- (7) 電力その他の供給契約の締結に関する事項
- (8) その他特命事項に関する事項

総務部管財課担当係長（工事・委託契約）

- (1) 調達制度の改善に係る調査、企画及び連絡調整に関する事項（共管）
- (2) 不動産を除く物件の買入れ、売払い及び借入れ契約並びに業務委託契約の締結に関する事項（共管）
- (3) 工事その他請負契約の締結に関する事項（共管）
- (4) その他特命事項に関する事項

総務部管財課担当係長（検査・物品出納）

- (1) 契約に係る検査に関する事務の総括に関する事項
- (2) 物品の購買計画に関する事項
- (3) 物品の出納保管に関する事項
- (4) その他特命事項に関する事項

総務部お客さまサービス課担当係長（営業管理）

- (1) 下水道使用料の徴収に係る経費算出及び建設局との連絡調整に関する事項
- (2) お客さまサービス課の庶務に関する事項
- (3) その他特命事項に関する事項

総務部お客さまサービス課担当係長（お客さまセンター管理）

- (1) お客さまセンターの業務に係る進行管理及び連絡調整に関する事項
- (2) 水道使用の承認その他業務手続に関する事項（共管）
- (3) お客さまセンターに係る企画に関する特命事項に関する事項（共管）
- (4) その他特命事項に関する事項

総務部お客さまサービス課担当係長（お客さまセンター業務運営）

- (1) お客さまセンターの業務運営に関する事項
- (2) 水道使用の承認その他業務手続に関する事項（共管）
- (3) お客さまセンターに係る企画に関する特命事項に関する事項（共管）

- (4) 広聴相談の企画、連絡調整及び施策反映に関すること
- (5) お客さまの声の分析及び施策反映に関すること
- (6) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課担当係長（お客さまセンターシステム）

- (1) お客さまセンターのシステムに関すること
- (2) I C T技術を活用したお客さまサービスに係る調査、企画及び連絡調整に関すること
- (3) お客さまセンターに係る企画に関する特命事項に関すること（共管）
- (4) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課担当係長（営業統計）

- (1) 統計（お客さまサービス課の所掌事務に係るものに限る。）に関すること
- (2) お客さまサービスに関する特命事項に関すること（共管）
- (3) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課担当係長（営業企画）

- (1) お客さまサービスに関すること
- (2) 北部方面区域及び南部方面区域における営業業務の指導及び実施に関する特命事項に関するこ
と（共管）
- (3) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課担当係長（サービス改善）

- (1) お客さまサービスに関する特命事項に関すること（共管）
- (2) 北部方面区域及び南部方面区域における営業業務の指導及び実施に関する特命事項に関するこ
と（共管）
- (3) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課担当係長（滞納整理）

- (1) 水道料金、下水道使用料その他収入の滞納整理に関するこ（共管）
- (2) 北部方面区域及び南部方面区域の滞納整理業務の指導及び実施に関する特命事項に関するこ
- (3) 水道料金、下水道使用料その他収入の領収書の作成に関するこ（共管）
- (4) 水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付（局長が定めるものに限る。）に関するこ
と（共管）
- (5) お客さまサービスに関する特命事項に関するこ（共管）
- (6) その他特命事項に関するこ

総務部お客さまサービス課担当係長（営業オンラインシステム）

- (1) 営業所オンラインシステムに関するこ
- (2) お客さまサービスに関する特命事項に関するこ（共管）
- (3) その他特命事項に関するこ

総務部お客さまサービス課担当係長（料金システム再構築）

- (1) 料金システムの再構築に向けた企画及び連絡調整に関すること
- (2) お客さまサービスに関する特命事項に関すること（共管）
- (3) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課担当係長（営業）

- (1) 水道使用の承認その他業務手続に関すること（共管）
- (2) 水道及び下水道使用量の計量、計算及び認定に関すること
- (3) 水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付に関すること（共管）
- (4) 前3号に掲げる事務については、北部方面区域のうち、北区、都島区、東成区、旭区、城東区及び鶴見区の区域における事務に限る。
- (5) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課担当係長（滞納整理）

- (1) 水道料金、下水道使用料その他収入の滞納整理に関すること（共管）
- (2) 水道料金、下水道使用料その他収入の領収書の作成に関すること（共管）
- (3) 水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付に関すること（共管）
- (4) 前3号に掲げる事務については、北部方面区域のうち、北区、都島区、東成区、旭区、城東区及び鶴見区の区域における事務に限る。
- (5) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課担当係長（営業）

- (1) 水道使用の承認その他業務手続に関すること（共管）
- (2) 水道及び下水道使用量の計量、計算及び認定に関すること
- (3) 水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付に関すること（共管）
- (4) 前3号に掲げる事務については、北部方面区域のうち、福島区、此花区、西淀川区、淀川区及び東淀川区の区域における事務に限る。
- (5) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課担当係長（滞納整理）

- (1) 水道料金、下水道使用料その他収入の滞納整理に関すること（共管）
- (2) 水道料金、下水道使用料その他収入の領収書の作成に関すること（共管）
- (3) 水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付に関すること（共管）
- (4) 前3号に掲げる事務については、北部方面区域のうち、福島区、此花区、西淀川区、淀川区及び東淀川区の区域における事務に限る。
- (5) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課担当係長（営業）

- (1) 水道使用の承認その他業務手続に関すること（共管）
- (2) 水道及び下水道使用量の計量、計算及び認定に関すること
- (3) 水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付に関すること（共管）
- (4) 前3号に掲げる事務については、南部方面区域のうち、天王寺区、生野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区及び平野区の区域における事務に限る。

(5) その他特命事項に関するこ

総務部お客さまサービス課担当係長（滞納整理）

- (1) 水道料金、下水道使用料その他収入の滞納整理に関するこ（共管）
- (2) 水道料金、下水道使用料その他収入の領収書の作成に関するこ（共管）
- (3) 水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付に関するこ（共管）
- (4) 前3号に掲げる事務については、南部方面区域のうち、天王寺区、生野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区及び平野区の区域における事務に限る。

(5) その他特命事項に関するこ

総務部お客さまサービス課担当係長（営業）

- (1) 水道使用の承認その他業務手続に関するこ（共管）
- (2) 水道及び下水道使用量の計量、計算及び認定に関するこ
- (3) 水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付に関するこ（共管）
- (4) 前3号に掲げる事務については、南部方面区域のうち、中央区、西区、港区、大正区、浪速区、住之江区及び西成区の区域における事務に限る。
- (5) その他特命事項に関するこ

総務部お客さまサービス課担当係長（滞納整理）

- (1) 水道料金、下水道使用料その他収入の滞納整理に関するこ（共管）
- (2) 水道料金、下水道使用料その他収入の領収書の作成に関するこ（共管）
- (3) 水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付に関するこ（共管）
- (4) 前3号に掲げる事務については、南部方面区域のうち、中央区、西区、港区、大正区、浪速区、住之江区及び西成区の区域における事務に限る。
- (5) その他特命事項に関するこ

工務部計画課担当係長（企画調整）

- (1) 工務部の重要事項に係る企画及び連絡調整に関するこ（共管）
- (2) 工務部の所管に属する事務のうち、他の課の所管に属しないこ（共管）
- (3) その他特命事項に関するこ

工務部計画課担当係長（企画調整）

- (1) 技術上の重要事項に係る企画及び連絡調整に関するこ（共管）
- (2) 工務部の所管に属する事務のうち、他の課の所管に属しないこ（共管）
- (3) 計画課の庶務に関するこ
- (4) その他特命事項に関するこ

工務部計画課担当係長（計画）

- (1) 水道及び工業用水道の施設の整備計画に関するこ
- (2) 水道及び工業用水道の配水管の整備計画に関するこ
- (3) 市域外への分水の計画に関するこ
- (4) 技術上の重要事項の調査、研究及び調整に関するこ

- (5) 浄水場の技術上の連絡調整に関すること
- (6) その他特命事項に関すること

工務部計画課担当係長（整備事業管理）

- (1) 工業用水道の施設の整備計画に関すること
- (2) 工業用水道の配水管の整備計画に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

工務部計画課担当係長（管路事業調整）

- (1) 基幹管路耐震化PFI事業に係る技術モニタリングの統括に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部計画課担当係長（水資源）

- (1) 水資源開発に関すること
- (2) 前号に係る各種審議会及び協議会等との連絡に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

工務部計画課担当係長（水質保全・業務品質管理）

- (1) 水質保全に係る重要事項の調査、研究及び企画に関すること
- (2) 水質保全関係団体との連絡調整に関すること
- (3) 局所管業務の技術的事項に係る業務品質の管理に関すること
- (4) 水安全マネジメントシステムの運用の統括に関すること
- (5) その他特命事項に関すること

工務部計画課担当係長（技術業務再編）

- (1) 技術業務の再編に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
- (2) 技術業務の再編に係る技術的事項の調整に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

工務部計画課担当係長（事業監理体制）

- (1) 技術業務の再編に係る事業監理手法の構築に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部計画課担当係長（柴島再構築）

- (1) 柴島浄水場の再構築事業の技術的事項に係る調査、企画及び連絡調整に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（庶務）

- (1) 土木施設課長が専管する事務（技術監理担当課長が専管する事務に係る組織に属するものを除く。）に係る事務手続に関すること
- (2) 土木施設課（技術監理担当課長が専管する事務に係る組織に属するものを除く。）の庶務に関すること

(3) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（浄配水施設設計）

- (1) 水道及び工業用水道の取水場、浄水場及び配水場（設備課及び設備保全センターの所管に属するものを除く。）の設計及び施行に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（浄配水施設設計施工）

- (1) 水道及び工業用水道の取水場、浄水場及び配水場（設備課及び設備保全センターの所管に属するものを除く。）の設計及び施行に関する特命事項に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（柴島系浄配水施設施工）

- (1) 水道及び工業用水道の取水場、浄水場及び配水場の整備工事（設備課及び設備保全センターの所管に属するものを除く。）のうち、柴島系統に係る施行に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（庭窪系浄配水施設施工）

- (1) 水道及び工業用水道の取水場、浄水場及び配水場の整備工事（設備課及び設備保全センターの所管に属するものを除く。）のうち、庭窪系統に係る施行に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（配水本管設計）

- (1) 水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の工事（配水課の所管に属するものを除く。）のうち、配水本管に係る設計に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（導送水管設計）

- (1) 送水管ネットワークの再編（中大口径管整備）工事の設計に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（配水支管設計）

- (1) 水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の工事（配水課の所管に属するものを除く。）のうち、導送水管に係る設計に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（受託設計）

- (1) 水道及び工業用水道の取水施設、浄水施設及び配水施設並びに導水管、送水管及び配水管の受託工事並びに当該工事に伴う道路整備等関連工事の調査及び設計に関すること
- (2) 開発行為に係る配水管設備の調査及び設計に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（重要給水施設管路設計）

- (1) 水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の工事（配水課の所管に属するものを除く。）のうち、重要給水施設管路に係る設計に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（技術監理）

- (1) 土木技術に係る開発、情報の収集及び監理に関すること
- (2) 技術監理担当課長が専管する事務に係る事務手続に関すること
- (3) 技術監理担当課長が専管する事務に係る組織の庶務に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（積算照査）

- (1) 工事の積算基準及び照査に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（工事検査）

- (1) 水道及び工業用水道の施設の整備工事に係る検査の実施に関すること
- (2) 工事検査に係る技術的観点の検討に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課担当係長（地下埋設工事連絡調整）

- (1) 地下埋設工事計画に係る水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の工事の連絡調整に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部設備課担当係長（企画調整）

- (1) 電気設備、通信設備及び機械設備に係る事業上の企画に関すること
- (2) 電気設備、通信設備及び機械設備並びに建築物に係る事業上の連絡調整に関すること
- (3) 設備課長が専管する事務に係る事務手続に関すること
- (4) 設備課の庶務に関すること
- (5) その他特命事項に関すること

工務部設備課担当係長（電気設備技術監理）

- (1) 電気設備及び通信設備の工事に係る技術監理に関すること
- (2) 電気設備及び通信設備に関する工事に係る検査の実施に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

工務部設備課担当係長（機械設備技術監理）

- (1) 機械設備工事に係る技術監理に関すること
- (2) 機械設備に関する工事に係る検査の実施に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

工務部設備課担当係長（建築物技術監理）

- (1) 建築工事に係る技術監理に関すること
- (2) 建築物に係る事業上の企画に関すること
- (3) 建築物に関する工事に係る検査の実施に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

工務部設備課担当係長（電気）

- (1) 電気設備及び通信設備の設計及び施工に関すること
- (2) 電気設備及び通信設備に係る技術上の重要事項に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

工務部設備課担当係長（監視制御システム高度化整備）

- (1) 監視制御システムの高度化整備に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部設備課担当係長（機械）

- (1) 機械設備の設計及び施工に関すること
- (2) 機械に係る技術上の重要事項に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

工務部設備課担当係長（營繕）

- (1) 建築物の設計及び施工に関すること
- (2) 建築に係る技術上の重要事項に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

工務部設備課担当係長（建築物施工管理）

- (1) 建築物の施工管理に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部配水課担当係長（配水計画）

- (1) 水道及び工業用水道の配水計画及び水圧調整計画に関すること
- (2) 配水課長が専管する事務に係る事務手続に関すること
- (3) 所掌事務に係る水道センターとの連絡調整に関すること
- (4) 配水課の庶務に関すること
- (5) その他特命事項に関すること

工務部配水課担当係長（配水管理）

- (1) 水道及び工業用水道の配水計画及び水圧調整計画に関する特命事項に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部配水課担当係長（維持管理）

- (1) 水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の維持管理に係る計画及び設計に関すること

- (2) 水道及び工業用水道の漏水防止の計画及び設計に関すること
- (3) 水道及び工業用水道の導水管、送水管、配水管及び給水管設備の図面管理に関すること（共管）
- (4) その他特命事項に関すること

工務部配水課担当係長（維持管理計画）

- (1) 水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の維持管理に係る計画に関する特命事項に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部配水課担当係長（図面管理）

- (1) 水道及び工業用水道の導水管、送水管、配水管、給水装置及び給水施設の図面管理に関すること（共管）
- (2) その他特命事項に関すること

工務部給水課担当係長（給水装置）

- (1) 給水装置及び水道メーターの調査及び企画に関すること（共管）
- (2) 給水課長が専管する事務（量水器に関する事務を除く。）に係る事務手続に関すること
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること
- (4) 所掌事務に係る水道センターとの連絡調整に関すること
- (5) 給水課の庶務に関すること
- (6) その他特命事項に関すること

工務部給水課担当係長（調査企画）

- (1) 給水装置及び水道メーターの調査及び企画に関すること（共管）
- (2) その他特命事項に関すること

工務部給水課担当係長（給水装置整備）

- (1) 水道の給水装置整備工事（設計、施行及び検査を除く。）に関すること
- (2) 工業用水道の給水施設工事の設計に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

工務部給水課担当係長（量水器）

- (1) 水道メーターの調査及び企画に関すること
- (2) 給水課長が専管する事務のうち、量水器に関する事務に係る事務手続に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

柴島浄水場担当係長（庶務）

- (1) 柴島浄水場の分掌事務に係る事務手続に関すること
- (2) 净水場間の連絡調整に関するこ（柴島浄水場担当係長（技術調査）の所管に属するものを除く。）
- (3) 構内の取締りに関すること
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）の規定による健康診断に関するこ
- (5) 柴島浄水場の庶務に関するこ

(6) その他特命事項に関すること

柴島浄水場担当係長（技術調査）

- (1) 浄水場に係る技術上の調査及び研究に関する特命事項に関するこ（共管）
- (2) 浄水場間の技術上の連絡調整に関する特命事項に関するこ（共管）
- (3) その他特命事項に関するこ

柴島浄水場担当係長（浄水技術）

- (1) 浄水場に係る技術上の調査及び研究に関する特命事項に関するこ（共管）
- (2) 浄水場間の技術上の連絡調整に関する特命事項に関するこ（共管）
- (3) その他特命事項に関するこ

柴島浄水場担当係長（維持）

- (1) 水道及び工業用水道の取水、浄水及び送水設備の維持管理に関するこ
- (2) 水道及び工業用水道の取水、浄水及び送水設備の改良（土木施設課、設備課及び設備保全センターの所管に属するものを除く。）並びに補修工事（設備保全センターの所管に属するものを除く。）の設計及び施行に関するこ
- (3) その他特命事項に関するこ

柴島浄水場担当係長（運転）

- (1) 水道及び工業用水道（特命によるものに限る。）の取水、浄水及び送水作業に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

柴島浄水場担当係長（設備維持管理）

- (1) 電気設備及び機械設備の維持管理（設備保全センターの所管に属するものを除く。）に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

柴島浄水場担当係長（総合水運用・運転管理調整）

- (1) 水道及び工業用水道の取水、浄水及び送水における運転管理に関するこ（共管）
- (2) 総合水運用センターにおける運転管理業務の連絡調整に関するこ
- (3) その他特命事項に関するこ

柴島浄水場担当係長（総合水運用・ナレッジマネジメント）

- (1) 水道及び工業用水道の取水、浄水及び送水における運転管理に関するこ（共管）
- (2) 浄配水に係る暗黙知の形式知化に関するこ
- (3) 浄配水に関するナレッジの持続的向上に関するこ
- (4) 浄配水に係る教育訓練の企画及び実施に関するこ
- (5) その他特命事項に関するこ

柴島浄水場担当係長（総合水運用・運転管理標準化）

- (1) 水道及び工業用水道の取水、浄水及び送水における運転管理に関するこ（共管）
- (2) 浄配水運転管理の標準化に関するこ

- (3) 総合水運用における水安全マネジメントシステムの運用に関すること
- (4) 水道及び工業用水道の取水及び浄水の水質管理に関すること
- (5) その他特命事項に関すること

柴島浄水場担当係長（総合水運用・機械設備運用管理）

- (1) 水道及び工業用水道の取水、浄水及び送水における運転管理に関すること（共管）
- (2) 浄配水に係る機械設備の運用管理に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

柴島浄水場担当係長（総合水運用・電気設備運用管理）

- (1) 水道及び工業用水道の取水、浄水及び送水における運転管理に関すること（共管）
- (2) 浄配水に係る電気設備の運用管理に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

柴島浄水場担当係長（総合水運用・運転管理最適化）

- (1) 水道及び工業用水道の取水、浄水及び送水における運転管理に関すること（共管）
- (2) 浄配水運転管理上の設定値の最適化に関すること
- (3) 浄配水運用におけるＩＣＴ活用に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

柴島浄水場担当係長（総合水運用・水運用計画）

- (1) 水道及び工業用水道の取水、浄水及び送水における運転管理に関すること（共管）
- (2) 水運用計画に係る連絡調整に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

庭窪浄水場担当係長（庶務）

- (1) 庭窪浄水場の分掌事務に係る事務手続に関すること
- (2) 構内の取締りに関すること
- (3) 水道法の規定による健康診断に関すること
- (4) 庭窪浄水場の庶務に関すること
- (5) その他特命事項に関すること

庭窪浄水場担当係長（維持）

- (1) 水道の取水、浄水及び送水設備の維持管理に関すること
- (2) 水道の取水、浄水及び送水設備の改良（土木施設課、設備課及び設備保全センターの所管に属するものを除く。）並びに補修工事（設備保全センターの所管に属するものを除く。）の設計及び施行に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

庭窪浄水場担当係長（運転）

- (1) 水道の取水、浄水及び送水作業に関すること
- (2) 設備の維持管理に関する特命事項に関すること

(3) その他特命事項に関すること

庭窪浄水場担当係長（設備維持管理）

- (1) 電気設備及び機械設備の維持管理（設備保全センターの所管に属するものを除く。）に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

豊野浄水場担当係長（庶務）

- (1) 豊野浄水場の分掌事務に係る事務手続に関すること
- (2) 構内の取締りに関すること
- (3) 水道法の規定による健康診断に関すること
- (4) 豊野浄水場の庶務に関すること
- (5) その他特命事項に関すること

豊野浄水場担当係長（維持）

- (1) 水道の取水、浄水及び送水設備の維持管理に関すること
- (2) 水道の取水、浄水及び送水設備の改良（土木施設課、設備課及び設備保全センターの所管に属するものを除く。）並びに補修工事（設備保全センターの所管に属するものを除く。）の設計及び施行に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

豊野浄水場担当係長（運転）

- (1) 水道の取水、浄水及び送水作業に関すること
- (2) 設備の維持管理に関する特命事項に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

豊野浄水場担当係長（設備維持管理）

- (1) 電気設備及び機械設備の維持管理（設備保全センターの所管に属するものを除く。）に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

設備保全センター担当係長（企画調整）

- (1) 電気設備、通信設備及び機械設備並びに建築物の維持管理に係る事業上の企画及び連絡調整に関すること
- (2) 設備保全センターの分掌事務に係る事務手続に関すること
- (3) 設備保全センターの庶務に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

設備保全センター担当係長（施設管理）

- (1) 電気設備、通信設備及び機械設備の維持管理（浄水場の所管に属するものを除く。）に関すること
- (2) 取水、浄水及び送水設備の維持管理（浄水場の所管に属するものを除く。）に関すること
- (3) 建築設備の維持管理に関すること
- (4) その他特命事項に関すること

設備保全センター担当係長（建築物維持管理）

- (1) 建築物の維持管理に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

設備保全センター担当係長（自家発電設備整備）

- (1) 自家発電設備の整備に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

設備保全センター担当係長（電気設備施工管理）

- (1) 電気設備及び通信設備の施工管理に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

設備保全センター担当係長（機械設備施工管理）

- (1) 機械設備の施工管理に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

水質管理研究センター担当係長（庶務）

- (1) 水質管理研究センターの分掌事務に係る事務手続に関すること
- (2) 水質管理研究センターの庶務に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

水質管理研究センター担当係長（試験）

- (1) 配水管及び給水栓中の水道水の水質試験に関すること
- (2) 受託試験に関すること
- (3) 水質試験成績の総括に関すること
- (4) 水質検査計画の策定に関すること
- (5) その他特命事項に関すること

水質管理研究センター担当係長（浄水技術調査）

- (1) 浄水技術の調査及び研究に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

水質管理研究センター担当係長（生物学的水質試験）

- (1) 生物学的水質試験の情報の収集及び開発に関すること
- (2) 水質試験の技術上の調査及び研究に関すること
- (3) その他特命事項に関すること

水質管理研究センター担当係長（水源水質試験）

- (1) 水源の水質の試験及び調査に関すること
- (2) 浄水技術に係る重要事項に係る調査及び研究に関すること（共管）
- (3) その他特命事項に関すること

水質管理研究センター担当係長（庭窪水質試験）

- (1) 庭窪浄水場関係の水質試験に関すること
- (2) 前号に係る浄水技術及び水質の調査及び研究に関すること
- (3) その他特命事項に関するこ

水質管理研究センター担当係長（豊野水質試験）

- (1) 豊野浄水場関係の水質試験に関すること
- (2) 前号に係る浄水技術及び水質の調査及び研究に関するこ
- (3) その他特命事項に関するこ

水質管理研究センター担当係長（調査）

- (1) 微量汚濁物質に係る調査研究及び情報収集に関するこ
- (2) 微量汚濁物質の分析方法の開発に関するこ
- (3) その他特命事項に関するこ

水質管理研究センター担当係長（精度管理）

- (1) 水質検査の信頼性保証に係る調査及び企画に関するこ
- (2) 水質検査の精度管理に関するこ
- (3) その他特命事項に関するこ

水道センター担当係長（庶務）

- (1) 水道センターの分掌事務に係る事務手続に関するこ
- (2) 水道センターに在所する担当の庶務に関するこ（お客さまサービス課の所管に属するものを除く。）
- (3) その他特命事項に関するこ

水道センター担当係長（配水管工事）

- (1) 水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の新設及び改良工事並びにそれらの関連工事の施行に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

水道センター担当係長（施工管理）

- (1) 水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の新設及び改良工事並びにそれらの関連工事の施工管理に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

水道センター担当係長（維持管理）

- (1) 水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管の維持管理（計画及び設計を除く。）並びに給水装置、給水施設等の維持管理に関するこ
- (2) 水道及び工業用水道の導水管、送水管、配水管、給水装置、給水施設の立会及び保全に関するこ
- (3) 水道及び工業用水道の漏水防止作業の施行に関するこ

- (4) 水道及び工業用水道の配水管の水圧調整作業に関すること
- (5) その他特命事項に関すること

水道センター担当係長（緊急修繕）

- (1) 水道及び工業用水道の導水管、送水管、配水管、給水装置及び給水施設の漏水修繕に関するこ
- (2) 水道及び工業用水道の導水管、送水管、配水管、給水装置及び給水施設の維持管理（水道センタ一担当係長（維持管理）の所管に属するものを除く。）に関するこ
- (3) その他特命事項に関するこ

水道センター担当係長（給水装置整備工事）

- (1) 給水装置整備工事の設計及び施行に関するこ
- (2) 工業用水道の給水施設の工事の施行に関するこ
- (3) 水道及び工業用水道の導水管、送水管、配水管、給水装置及び給水施設の維持管理の特命事項に
関するこ
- (4) 水道及び工業用水道の導水管、送水管、配水管、給水装置及び給水施設の漏水修繕の特命事項に
関するこ
- (5) その他特命事項に関するこ

東部水道センター担当係長（給水装置・企画調整）

- (1) 給水装置工事の分担金及び給水装置工事に係る収入の徴収及び還付に関するこ
- (2) 給水装置工事に係る技術的事項の調査、企画及び連絡調整に関するこ
- (3) その他特命事項に関するこ

東部水道センター担当係長（給水装置・受付／審査（北））

- (1) 事務分掌規程別表第3に規定する大阪市東部水道センター及び大阪市北部水道センターの管轄
区域（大阪市域外の区域を除く。）における給水装置工事の受付、設計及び審査に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

東部水道センター担当係長（給水装置・受付／審査（南））

- (1) 事務分掌規程別表第3に規定する大阪市西部水道センター及び大阪市南部水道センターの管轄
区域における給水装置工事の受付、設計及び審査に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

東部水道センター担当係長（給水装置・設計相談／検査担当）

- (1) 給水装置工事の設計相談並びに施行及び検査に関するこ
- (2) その他特命事項に関するこ

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行する。
- 2 技術監、担当課長、研究主幹、研究副主幹及び主査の担任事務（昭和43年4月9日局長決）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年10月3日から施行する。